

市第93号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港北公会堂	東京都品川区西 五反田7丁目19 番1号	株式会社シグマコミュニケー ションズ 代表取締役 社 長 鈴木 利雄	平成26年4月1日か ら平成31年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市港北公会堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）